

都市計画法第53条第1項許可申請について

都市計画施設（道路・公園等）の区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業等）の施行区域内において、建築物の建築をしようとする場合は、福生市長の許可が必要となります。

☆許可の基準（都市計画法第54条）

階数：2以下で、かつ地階を有しないこと

構造：主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※詳細は、都市計画法第54条を参照してください。

☆緩和規定

申請地を通る都市計画道路の区間が未着手の都市計画道路の区域である場合や都市計画公園・緑地の整備方針に位置付けられた優先整備区域以外の箇所等である場合には緩和規定があります。

階数：3以下で、高さが10m以下であり、地階を有しないこと。

構造：主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

※詳細は、福生市における都市計画道路及び都市計画公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準を参照してください。

☆申請書類

1 許可申請書	6 各階平面図
2 確認申請書写し(2面～5面)	7 立面図
3 委任状	8 断面図
4 案内図	9 敷地及び建築物の面積根拠を示す図面
5 配置図	10 都市計画証明の写し

※申請書類は、2部(正・副)提出してください。

※配置図は、都市計画施設等の区域(計画線)を図示してください。

※建築物に都市計画施設等の区域(計画線)がかからない場合は申請不要です。

☆事務処理期間

2週間程度

☆問合せ

福生市 都市建設部 まちづくり計画課 計画係

電話：042-551-1952(直通)